

2015.12.03：長崎市：平成 27 年第 6 回定例会（3 日目）

○10 番（池田章子君）

学校でフッ化物洗口に取り組む場合には、薬剤を使用するという性質上、県議会の附帯決議のとおり、すなわち事業推進の立場に偏ることなく、賛否両者の意見が開陳されるよう開かれた説明会を実施した上、十分な理解と協議が不可欠であり、三者合意のもと実施するというのが教育委員会の方針であると認識しています。

ところが、幾つかの小中学校で開かれた説明会で使用された長崎市作成の資料には、推進側の意見しか掲載されておらず、明らかに附帯決議に違反しています。さらに歯科校医の一部は、偏った資料を用いた説明会を開いたことにより理解と合意が得られたとして、強引にフッ化物洗口を進めようとしていることがわかりました。このようなやり方を教育委員会は放置されるおつもりでしょうか。

○教育長（馬場豊子君）

平成 22 年 6 月に長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例が施行され、その中で学校等におけるフッ化物洗口の普及がうたわれております。その普及に当たりましては、平成 25 年 3 月の県議会において附帯決議が付されたところでございます。この内容といたしましては、実施に当たって事業内容の理解の醸成を図り、責任の明確化のもと、説明会等は賛否両者の意見を明らかにしたものとすることなどが示されております。

長崎市における市立小中学校での実施状況でございますが、平成 27 年 11 月末現在で、小中学校 10 校で集団フッ化物洗口が実施されており、本年度中にさらに 6 校程度が実施する見込みでございます。

教育委員会といたしましては、フッ化物洗口は子どもの虫歯を防ぐというだけではなく、一生を通して虫歯になりにくい歯を育てるということから、その有効性を認識しているところでございます。しかしながら、薬剤を使用するという性質上、学校で取り組む場合には、学校歯科医、学校薬剤師はもとより、教職員、保護者など関係者の十分な協議が不可欠であり、その合意のもと実施すべきであると考えております。さらに、実施に関しましては、保護者に対しても使用薬剤やフッ化物洗口の実施手順などを十分に説明し実施することが必要であると考えております。

そのため、関係部局と連携し、フッ化物洗口の導入の際は学校からの要請に応じて保護者及び教職員の事業に対する理解を深めるために、長崎大学歯学部歯科医師など、専門家を派遣し説明会を実施する体制をとっております。その説明会資料の中にも、附帯決議や過剰摂取による影響等も記載され、医学的知見を踏まえた適切な説明がなされているものと認識しております。

今後とも、学校におけるフッ化物洗口の実施につきましては、保護者及び教職員の事業内容に対する理解の醸成を図りながら、集団フッ化物洗口の推進に努めてまいりたいと考えております。

○10 番（池田章子君）

教育長は両者の意見を入れて資料をつくっていらっしゃるというふうにおっしゃいますが、それ本気でおっしゃっているんですかね。これは長崎市がつくって説明会に使った資料です。このどこに、いや、このフッ化物洗口というのは反対という意見があるんですよと、危ないという意見があります、こういう副作用もありますというのが書いてあるんですか。それから、これは校長先生たちの研修会で使われた分ですよ。これのどこにそういう賛否の否のほうの意見

が書いてあるんですか。教えていただきたいんですけど。

---

○教育長（馬場豊子君）

長崎市でつくった説明会資料には、フッ化物過剰摂取による影響であるとか、急性中毒、あるいは県の動きという形で条例と、そして附帯決議のほうも現物を載せていって、また、説明会の中では必ず質問の時間をとっているということで、やはり反対の方のご質問ももちろんある中でお答えさせていただいているということでございます。

そしてまた、その説明会の後に賛否のほうの否のほうが足りないというご指摘もありましたので、11月25日以降は日本弁護士連合会からの意見書、あるいはそれに対する日本口腔衛生学会からの考え方の両方を文書として説明資料に加えることとしております。

---

○10番（池田章子君）

私もそれを見せていただきましたけど、そこじゃないんです。確かに歯科医師会というか、これは歯医者がつくったと思うんですけど、歯の専門家ですよ。ところが、日本弁護士連合会の意見書の肝は1枚目なんです。ここです。ここを載せていただかなければ、日本弁護士連合会は歯のプロではないですけども、医療事故、それから薬害訴訟のプロですよ。こういうことが心配されますよと言っているのを知らせないでフッ化物洗口を勧めるような資料をつくるというのは附帯決議にも反しているし、インフォームド・コンセントをご存じないんですかね。ちゃんと両方の意見を同じだけ伝えて、しかもちゃんとそれが伝わる場所じゃないと、ただどこからでもいいから載せましたといって載せたことにはならないでしょう。

しかも、もう10校ぐらいあっているんですけど、それには全部この一方的な資料を使っていますよ。三者合意のもとでって、教育委員会が言っているんじゃないんですか。薬剤を使うことだから、附帯決議に基づいて賛成も反対も意見を開陳して説明を十分にして、しかもその上三者合意をとってって。全然守られていないじゃないですか。そここのところをお答えください。

---

○教育長（馬場豊子君）

先ほど答弁させていただきましたように、フッ化物洗口に対しましては、中毒の部分、あるいは県からの附帯決議の分なども載せておりますが、その分が足りなかったということで日本弁護士連合会のほうもつけさせていただくようにいたしました。また、専門家であります長崎大学の先生たちの説明もありまして、そこには必ず質問の時間をとっておりますので、その中で反対の方の意見、また賛成の方の意見に答える時間は必ずとるような形でさせていただいているところでございます。

---

○10番（池田章子君）

長崎市は偏っていないですか。MICEにしても、この資料のつくり方にしても。賛否両論の意見を開陳するって、それはたくさん賛成意見を出して、ちょっとだけ反対意見を載せて、それで平等だと、公平だとは言わないですよ。推進の意見があり、反対の意見がある。同量で資料を指し示すべきです。幾ら質問、意見の時間をとったからって、それはちっとも附帯決議を守ったことにならないですよ。附帯決議を守るというのは両方の意見をちゃんと載せることなんです。質

問を幾ら受けたからといって、質問が出なければ、じゃ、何もないということですよ。質問が出たからというのは結果論です。そんなことをごちゃ混ぜにして議論をされては困ります。

確かに長崎市がこのフッ化物洗口を進めたいというのはわかっています。でも、これは計画であり、目標です。ただし、その前に三者合意をやりましょうと言っているわけです。偏った資料を使った説明会をしたからといって、まるで合意がとれたようにどんどんどんどん進めている実態があります。

これは教育委員会も十分ご存じでしょうけれども、推進派の歯科校医が保護者説明会を求めたときに校長先生が「いや、時期尚早です」と言われたと。そしたら歯科校医は「あなたの顔は二度と見たくない。もう学校にも来ない」と言い捨てて歯科健診を欠席したと。校長先生は歯科校医から強要、恫喝を受けたと言っている。これは教育委員会もご存じのはずです。こんなことがまかり通っているのはおかしいですよ。全然附帯決議が守られていなくて、行政の方って法律にのっとって仕事をされるんじゃないんですか。

少なくともこのフッ化物洗口の説明会の資料には、本当に同量の意見、説明をする時間も同等の時間を使って賛否をしていくべきです。それで合意が得られなかったら、そんな緊急性を要するような事態じゃないですよ。緊急に虫歯を直さなければいけない。もちろん虫歯はないほうがいいです。ただ、長崎市の小学生の虫歯の平均はもう 1.0 を下回っています。目標値を下回っていると。こういう状況で、そんなに急いで進めることないわけです。もう少しちゃんとした手順を踏んでゆっくり進めていけばいいじゃないですか。そこを守っていただかないと、コンプライアンスのかけらもないようなこんなやり方は断じて認めることができないと思います。それをお伝えして、今後ちゃんとそこを守っていただくようにお願いします。